

「荒川区景観審議会」区民委員公募のお知らせ

荒川区景観審議会の区民委員を募集します

荒川区は、平成23年5月1日に景観法に基づく景観行政団体となりました。区の良好な景観形成に関する重要事項を審議するため荒川区景観審議会を設置しています。

景観審議会委員として、景観整備への主体的・建設的意見をもった区民委員を広く募集いたします。



対 象 : 令和7年4月1日現在、満18歳以上の区内在住、在勤、在学の方。

任 期 : 令和7年7月1日 から 令和9年6月30日 まで

公募委員 : 荒川区景観審議会区民委員 5名程度

応募期間 : 令和7年6月2日(月曜日) ～ 令和7年6月9日(月曜日)

応募方法 : 担当窓口へ応募申込書と小論文を直接持参していただくか、郵便またはFAX、電子メール（必要書類を添付）にて受け付けます。

応募先・問合せ先 : 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3
荒川区防災都市づくり部都市計画課 都市計画担当
TEL 03-3802-3111 (内線2816)
FAX 03-3802-0046
ホームページ <http://www.city.arakawa.tokyo.jp>
(応募用紙を印刷できます)

1. 荒川区景観審議会について

荒川区は、平成23年5月1日に景観法に基づく景観行政団体となりました。区の良い景観形成に関する重要事項を審議するため荒川区景観審議会を設置しています。景観審議会では、①景観計画の策定・見直しに関すること、②届出制度に関する勧告や変更命令に関すること、③景観重要建造物等の指定及び解除に関すること、④景観形成に関する重要事項に関すること、⑤東京都又は近隣区との協議に関すること、⑥景観ガイドラインに関すること、⑦景観協定に関すること、⑧大規模開発事業の事前協議に関する事項、⑨表彰制度に関する事項などの審議を行います。

2. 荒川区景観審議会委員について

景観審議会は、学識経験者と区内在住・在勤・在学の方等による委員で構成されます。委員は、年に3回程度開催される審議会(平日昼間)に出席していただき、上記の事項(①～⑨など)の検討・審議を行います。

3. 区民委員募集要項

- (1) 募集人数 5人程度
- (2) 応募期間 令和7年6月2日(月曜日) から令和7年6月9日(月曜日)まで
(郵送の場合は当日消印有効)
- (3) 応募資格 次の要件を満たす方ならどなたでも応募できます。
令和7年4月1日現在、満18歳以上で荒川区在住、在勤、在学の方。
- (4) 委嘱期間 令和7年7月1日 から 令和9年6月30日まで
- (5) 報酬 本区規定による
- (6) 応募方法

以下の書類に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送またはFAX、電子メール(必要書類を添付)のいずれかによってご応募してください。

なお、応募された書類は返却しませんので、ご了承下さい。

・応募申込書

荒川区ホームページからダウンロードできるほか、北庁舎3階防災都市づくり部都市計画課にて配布しています。

・小論文(800字程度)

テーマは、「荒川区に求められる景観まちづくりについて」です。

なお、小論文の用紙は任意です。

※応募に関して区が取得した個人情報については、原則として「荒川区景観審議会」に関する事務以外の目的では使用致しません。

(7) 選考方法

応募していただいた書類をもとに選考します。

応募者多数の場合は、参加動機、小論文について評価し、選考を行います。

選考結果は別途、応募者全員にご連絡します。

(8) 応募先・問合せ先

荒川区防災都市づくり部都市計画課(北庁舎3階) 担当: 塚野、永島

〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3

電話: 03-3802-3111(内線2816) FAX: 03-3802-0046

E-mail: toshikeikaku@city.arakawa.tokyo.jp